

- 問題 1. 国際輸出管理レジームは、法的拘束力を有する条約ではなく、参加国による紳士的な申合せである。
- 問題 2. 輸出令別表第 1 の 2 の項で規制されている貨物について、英文を参照する場合は、オーストラリア・グループのサイトが参考になる。
- 問題 3. 外為法第 48 条第 1 項の「輸出をしようとする者」は、個人のみであって、法人は含まれない。
- 問題 4. 「輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（貨物等省令）は、経済産業省令である。
- 問題 5. 外為法第 48 条第 1 項中の「政令」とは、いずれも輸出貿易管理令のことである。
- 問題 6. 輸出許可申請書に記載の経由地とは、貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所をいう。
- 問題 7. 本邦にあるメーカー X は、来週、特許庁の公開特許情報を米国にある子会社 Y に提供する予定である。当該公開特許情報にリスト規制該当技術が含まれていたとしても、メーカー X は、役務取引許可は不要である。
- 問題 8. 本邦にある X 大学では、米国にあるメーカー Y から輸出令別表第 1 の 2 の項に該当するロボット（1 台）を試用で借りたが、性能が良くなかったので、来週、返却する予定である。この場合、無償告示が適用できるので、X 大学は輸出許可不要である。
- 問題 9. 本邦にあるメーカー X は、来月、米国で行われる展示会に輸出令別表第 1 の 3 の項（2）2 に該当する貯蔵容器（1 セット）を出品し、展示会終了後、本邦に持ち帰る予定である。この場合、メーカー X は、米国に輸出する際、輸出許可は不要である。
- 問題 10. 貨物の該当判定は、①輸出令別表第 1、②貨物等省令、③運用通達用語の解釈を確認しながら行う必要がある。

- 問題 1 1. 来日して 1 ヶ月のタイ人の大学院留学生 X は、非居住者として取り扱われるが、来日して 7 ヶ月のタイ人の大学院留学生 Y は、居住者として取り扱われる。
- 問題 1 2. 外為令別表の規定でよく使われる「係る技術」とは、「規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術」をいう。
- 問題 1 3. 本邦にある貿易会社 X は、韓国にある防衛関連メーカー Y から輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する特殊合金 1 トンの注文を受けた。用途を確認したところ通常兵器であるマシンガンの製造に使うと連絡を受けた。この場合、通常兵器キャッチオールの使用要件にあたるので、貿易会社 X は輸出許可申請が必要である。
- 問題 1 4. 本邦にあるメーカー X は、ドイツにある子会社 Y に輸出令別表第 1 の 4 の項 (15) 2 に該当する人造黒鉛 α (総価額 50 万円) を自動車部品製造用に輸出する予定である。この場合、少額特例は適用できないので、輸出許可申請が必要である。
- 問題 1 5. 安全保障は国民の生命や財産に関わることから、外為法第 1 条では、「必要最大限の管理又は調整」を行うと規定している。
- 問題 1 6. 本邦にあるメーカー X は、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可が適用できる輸出令別表第 1 の 6 の項に該当するロボット (総価額 500 万円) を外国ユーザーリストに掲載されている中国の Y 大学に輸出する予定である。Y 大学による当該ロボットの用途が不明で、取引上、不審な点があっても、直ちに特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、輸出することができる。
- 問題 1 7. 本邦にあるメーカー X の甲技術部長は、外為令別表の 7 の項に該当する新製品の設計図面 1 枚を自己使用目的で出張先のロンドンに持ち出す予定である。この場合、自己使用目的で第三者に提供することはなくても、当該設計図面を外国に持ち出すことになるので、メーカー X は、役務取引許可が必要である。

問題 18. 本邦にあるメーカー X は、ベトナム向けに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用可能なリスト規制該当貨物を輸出するにあたり、通常兵器の製造に使用される疑いがあったので、経済産業省へ届け出た。その後、経済産業省から当該輸出について異議がない旨の連絡があった場合、メーカー X は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、当該貨物を輸出できる。

問題 19. 経済産業大臣は、外為法第 48 条第 1 項に違反した者に対し、行政制裁を科すことができる。

問題 20. 本邦にある貿易会社 X は、英国にあるメーカー Y に輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項（2）5 に該当する凍結乾燥器 1 台を個別の輸出許可を取得して輸出した。ところが、輸送中に一部が破損したため、貿易会社 X は、メーカー Y からクレームを受け、至急、本邦に当該凍結乾燥器を送り返してもらい、同一の凍結乾燥器に交換した後、メーカー Y に再輸出する予定である。この場合、無償告示の規定により、輸出許可は不要である。

問題 21. 個別輸出許可の申請は、当該輸出に係る取引契約が成立する前でも可能である。

問題 22. 本邦にあるメーカー X は、来月から継続的に輸出令別表第 1 の 6 の項（1）に該当する軸受（総価額 150 万円）を韓国にある工作機械メーカー Y に輸出する予定である。この場合、メーカー X は、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得するとよい。

問題 23. 外為法等遵守事項では、子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うことが求められている。

問題 24. 国内販売であっても、国内の販売先が輸出することが明らかである場合は、適切な社内輸出管理を行うことが重要である。

問題 25. 本邦にある貿易会社 X は、欧米を中心に毎日輸出を行っているが、輸出している製品は、全て輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物なので、外為法第 55 条の 10 第 1 項の輸出等を「業として行う者」にはあたらない。

2021年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第53回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
輸出令別表第4	イラン、イラク、北朝鮮
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15までに該当する貨物(技術)をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物